

第23回福井地方・家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年12月8日（月）午後1時30分から午後4時10分まで

2 開催場所

福井地方・家庭裁判所第1会議室，1号法廷

3 出席者

(1) 地方裁判所委員会委員（敬称略）

高部眞規子（委員長，兼務），秋山光智，大谷君枝，松田淑子，三井毅，山川均，岡本貴幸（兼務），樋口英明

(2) 家庭裁判所委員会委員（敬称略）

小谷敬子，酒井美樹男，永松真，廣部和夫，淵本幸嗣，村上美恵子，山本裕美，海道宏実，入子光臣

(3) 事務担当者

荻野地裁事務局長，秋元家裁事務局長，石橋地裁事務局次長，三谷地裁総務課長，海住家裁総務課長，用田地裁会計課長，友田家裁総務課課長補佐，谷先地裁総務課庶務係長，古澤家裁総務課庶務係長，宮本地裁文書係長

4 議事

(1) 「大規模地震発生時の応急対応要領」についての説明

(2) 模擬避難体験

(3) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日 平成27年7月1日（水）午後1時30分

(2) 意見交換のテーマ

裁判所における広報について

(別紙)

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，●：事務担当者)

- ： 本日の説明を聞き，大学は防災に対する態勢が整っていないと感じたので，持ち帰って参考にさせていただく。
- ： 大規模地震発生時における職員の役割分担や防災備品など，良く準備がなされていると思った。
建物自体はしっかりしていると思うが，ステンドグラスが割れる心配はないのか。
- ： 地震により歪みが生じた場合，ガラスが割れて落下する可能性はある。ステンドグラスが設置されている正面玄関ホールは，広いスペースが確保できるものの，ガラスが落下及び散乱する危険性を考慮した結果，先ほど紹介した場所を一次避難エリアとした。
- ： 応急対応要領では，職員の役割分担や手順などが詳細に決められていて良いと思うが，実際にそのとおりに行動するためには，本日本験したような訓練が大切である。訓練は，どのような頻度で行っているのか。
- ： 大規模地震を想定した震災訓練は，年1回実施することになっている。訓練は開庁時に行うため，全庁的なものは実施できていないが，昨年度はエリアを区切った震災訓練を2回実施した。
- ： 本日，避難体験をしたが，大規模地震発生時の法廷での行動指針については，検察庁や弁護士会にも周知するとよいと思う。
- ： 大規模地震発生時の，刑事被告人の逃走防止策はどうなっているのか。
- ： 先ほどの避難体験のとおり，公判中は一般来庁者とは別のルートで別の避難場所に収容することになっている。その後，被告人は，原則的には収容施設に引き返すことになっている。引き返す状況にない場合は，逃走防止策を施した

部屋を用意している。

- ： 検察庁では、被告人の逃走防止策について、警察等関係機関と協議済みである。
- ： 電話が繋がらない場合、外部機関との連絡が取れないのではないか。
- ： その場合に備え、衛星携帯電話及び無線インターネットを契約している。無線インターネットは、震災時の復旧が早いとされている業者と契約している。
- ： 検察庁では、震災時、本庁、武生及び敦賀において、衛星電話の利用が可能である。
- ： 二、三日停電が続いた場合、電源を確保することはできるのか。
- ： 本部班所在エリア及び避難エリアの点灯並びにインターネットの電源など最低限の電源確保を想定しており、発電機を約3日間稼働させることができるガソリンを準備している。
- ： 災害時には想定外の事態の発生が考えられるが、どのような問題意識を持っているか。
- ◎： 情報伝達経路を一本化し、状況に合わせた意思決定及び指示に努める所存である。また、本部長である所長に差し支えが生じた場合でも、代理順序に従い、代行者が指揮に当たることにしている。
- ： 対応要領ではきめの細かい取り決めがなされていて、良くできていると思った。本日は、災害備品の展示もあったが、この他に、移動のための折りたたみ式自転車があると便利だと思う。
- ： 報道機関では事業の継続が求められるところであり、東日本大震災以降、電源確保のためのガソリン、軽油等燃料の準備を強化している。また、衛星携帯電話の増強も行っている。

当社では、災害マニュアル及び業務継続計画（BCP）をQ&A方式で作成している。裁判所においても、具体的な質問に対する答えを記載するような形

で対応要領を作成するとより良いのではないかと思う。

- ： 良い対応要領があっても、ある程度の頻度で訓練を行わなければ、実際にはそのとおり行動できないものである。今後は、訓練の回数を増やすことが重要だと思う。
- ： 勤務時間外の安否確認のためにショートメッセージサービス（SMS）を利用するとのことだが、職員ごとに内容が異なると集約が大変だと思う。当社のように、あらかじめ定められたフォーマットに必要事項を記載して送信する方式がより良いのではないか。
- ： 最近では、電話機能のないスマートフォンを持つ学生が少なくない。そのような端末ではSMSを使うことができないので、参考までに紹介しておく。
- ： 東日本大震災の際に復旧が早かったことから、SMSを選択したものである。送信事項は、送信者の氏名及び登録可能な庁名の二つだけであり、集約にそれほど労力は不要であると考えている。細かい状況の記載はないが、SMSが送信されることにより、最低限、職員の生存確認ができると考えている。SMSは当直事務室の携帯電話で受信することになっているが、今後、パソコンでの安否確認メールの受信も検討したい。
- ： 福井大震災の経験から、地震の際には落下物等から頭を守ることが非常に大切だと考えている。法廷にはクッションなどの頭を守る物はないのか。
- ： 職員にはヘルメットが支給されているが、スペースの都合や防犯対策から、法廷にはヘルメットなどの頭を守る物の備え付けはない。そのため、先ほどの避難体験時のように、カバン等で頭を守るよう、裁判長から注意喚起させていただくことにしている。
- ： 福井弁護士会には、災害発生後の復興マニュアルはあるが、災害発生時のマニュアルはない。今後、整備する必要があると思った。
- ： 鯖江市では、職員及び地域住民を含めての地域防災計画が策定されており、

市民の安全を守るため、震度4の地震発生で対策本部が設置される。その場合、閉庁時にあっても、あらかじめ定められている担当職員が本庁に登庁し、市内を見回ることになっている。震度5弱、5強の地震発生時については、開庁時であれば職員の庁舎待機、閉庁時であれば本庁職員の本庁登庁が定められている。大規模地震発生時、裁判所では登庁可能な庁に登庁するとの説明があったが、当市では、職員は勤務地に登庁するのが原則である。また、震度5の地震発生で設置される基地（公民館）担当の職員については、基地において避難誘導に当たることになっている。震度6以上であっても同様の対応である。

裁判所では、一次避難エリアに避難した方はその後どのように移動することになるのか。

- ： 来庁者を含めた一般市民の受入れについては、長期的なものではなく、自治体が避難所を開設するまでの一時的なものを想定している。裁判所では、緊急時の裁判事務処理を行う必要があることから、避難された方には、ある程度揺れが収まった時点で、一次避難エリアから庁外へ移動していただき、地域の避難所へ移っていただくことになる。
- ： 対応要領では震度6弱以上の地震発生時の行動指針を定めているが、東日本大震災を東京で経験した際、震度5強でもかなりの揺れであった。震度の判定はかなり難しいと思う。
- ： 実際には、立っていることができない揺れを感じた場合には、対応要領に従って行動することになっている。
- ： 東日本大震災の際、災害時優先電話が役に立ったので、利用するとよいと思う。
- ： 当庁には災害時優先電話が設置されているが、電話の引き込み線の断線時を想定し、衛星携帯電話及び無線インターネットを整備している。
- ： 来庁者への対応については、視覚障がいのある方、聴覚障がいのある方、車

イスの方も想定してほしい。それにより、優しい裁判所の実現が可能となると思う。社会福祉協議会は、県の地域防災計画の一翼を担い、避難場所にもなっている。災害の際のボランティアの確保や調整なども行っており、常に防災意識を高めている。日頃から、防災意識を持つことが非常に大切であると考えている。

●： 前回実施した1号法廷での震災訓練では、車イス利用者を含めた訓練を実施した。今後は、目や耳が不自由な来庁者を想定した訓練の実施も検討していく。

○： 裁判所の対応要領については、良く考えられており、本日は大変勉強になった。ただ、階段を使う避難経路は、足が悪い者には辛く感じた。

保育園では、幼児の命の安全を保障する責務を負っている。消防法では年2回の避難訓練が、児童福祉法では月1回の避難訓練が、社会福祉法では月1回の消火訓練が定められており、毎月、避難経路の確認や対策会議を行っている。マニュアルも作成しているが、日常的に訓練等を行うことで、災害発生時にもマニュアルどおりに行動できると考えている。

○： 学校では、児童や生徒を安全な建物外に避難させるのが原則であり、いかに早く児童や生徒を外に避難させるかを考えて訓練を重ねているため、建物の外に避難しない裁判所の対応要領には違和感がある。学校には必ず放送設備があるため、一斉放送を用いて避難を指示し、避難後は、児童や生徒の安否確認を迅速に行う訓練を行っている。

○： 小中高校とは異なり、大学では災害発生時に在校している学生等の人数や氏名等を把握することは難しい。

◎： 裁判所では、災害発生時に在庁している事件当事者を把握することは可能であるかもしれないが、傍聴人等一般来庁者については、その人数や氏名の把握は容易ではない。この点が、児童や生徒の人数や氏名等を把握している小中高校とは異なるところである。所在地や施設の種類によって、防災対策に多少違

いが出てくると思われる。

- ： 建物外に避難した場合、外壁のタイルや窓ガラスなどの落下物も懸念されるが、当庁舎は、震度6の揺れでも倒壊の恐れがないという耐震診断を受けている。このため、一次的には庁舎内の避難エリアへの避難を考えているが、庁内での避難が危険だと判断された場合には、一次避難エリアごとにまとまって外へ避難していただくという二段階の避難を想定している。

また、当庁にも放送設備があり、災害発生時には庁内一斉放送を行う予定である。ただし、法廷にはスピーカーが設置されていないため、開廷時の災害発生の際には、各事件部の職員が法廷に出向くなどして連絡を入れることになっている。

- ： 障がい者施設では、これまでは主に防火の対策を講じていたが、ここ数年の様々な災害の発生を受け、いろいろな対応マニュアルを作成しているところである。特に、嶺南地方に位置する施設であるため、県から原子力災害についても対策を講じるよう指示されている。今後は、作成したマニュアルどおりの対応ができるのかどうかを検証することが課題である。本日は、避難の際に役立つ災害備品を見ることができ、大変勉強になった。

嶺南には、敦賀支部や小浜簡裁があるが、それらにも対応マニュアルはあるのか。

- ： 本日は、本庁における応急対応要領の説明させていただいたが、武生、敦賀、大野、小浜の各支部、簡裁において、その地域に応じた応急対応要領を策定している。
- ： 健康福祉センターでは、健康危機管理対策として、自然災害対策、感染症対策、化学テロ対策など様々なマニュアルをここ数年で整備しているところであり、その中の一つとして、昨年、大規模自然災害対策マニュアルを作成した。本日の説明を聞き、同マニュアルに職員の安否確認対策を加えることが必要だ

と思った。

◎： 本日承った御意見は,今後の応急対応要領改定の際に役立てることとしたい。